

J A R Aパラローイング委員会選手選考規定 細則
育成指定選手指定期間の通算基準

J A R Aパラローイング委員会選手選考規定 2025年（令和7年）3月19日改定

第5条3項（ウ） 記載、育成指定選手の指定期間の通算基準は、育成指定選手制度が開始された
2019年度以降の各年度について通算する。

附則

2025年（令和7年）3月19日制定、2026年（令和8年）4月1日施行

以上